

お知らせ

平成27年1月15日

入札時の見積りに関する取扱いについて

このたび、入札参加者が行う入札時の見積りにあたり、使用する規格、数量等については「設計書(金抜き)」によることとし、この旨を以下のとおり明示することとしましたのでお知らせします。

1 内容

山口県入札情報サービスに掲載している「入札公告等情報詳細」のうち、発注図書の『工事費内訳書(設計書(金抜き))』の表紙のその他(注意事項)の(1)に、入札時の見積りにあたっての留意点を追加しました。

2 適用年月日

平成27年1月15日以降、入札公告及び指名通知する工事及び業務委託から適用する。

【設計書(金抜き):表示例】

設計書 (金抜き)

路線・河川名 :

工事名 :

工事場所 :

発注者が求める仕様について

設計書(金抜き)に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他(注意事項)

(1) 入札時の見積りについて

入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書(金抜き)によること。

← 今回追加

(2) 仮設、施工方法等

仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。

(3) 建設機械の指定について

設計書(金抜き)に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。

(4) 積算条件について

設計書(金抜き)に記載されている現場固有の条件(施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等)については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。